平成 27 年 4 月 1 日

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」
提案者の皆様へ

西宮市環境学習都市推進課

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」についての考え方

＜プログラムの趣旨・目的＞

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」は、行政と事業者のパートナーシップによる環境学習事業を促進するため、事業者や各種団体等に環境学習都市推進事業への参画と協働を呼びかける仕組みです。

幅広い事業者や各種団体等に「西宮市環境学習都市宣言」の理念を理解してもらい、行政と事業者の協力により、まち全体に環境学習都市としての取り組みを広げることで社会的機運を高めることを目的としています。

＜提案プログラムの内容＞

プログラムの内容が、次の各号のいずれかに適合するものであることが必要です。

1　提案者の方による独自の事業

（1）資料の提供

（2）学習プログラムの提供

（3）発表や交流の場の提供

（4）各種コンテスト

（5）教材や場所の貸出

（6）広報・普及

2　市が実施する事業に対して、協力・協賛または直接助成すること

＜提案の内容＞

提案の内容が、次の各号に適合することが必要です。

1　西宮市民を対象として、提案者独自の事業を実施すること（前項の（2）の場合を除く）。ただし、実施に要する経費は、実施企業・団体が負担するものとする。

2　営利を主たる目的としないこと。

3　宗教的・政治的な目的としないこと。

4　公序良俗に反しない内容であること。

＜提案の手続きと承認＞

プログラムの承認・提案については次の手順で行います。

１　「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」提案書に必要事項を記入の上、環境学習都市推進課に提出。

２　提案の内容について、市が「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラムについての考え方」に基づき承認の可否を決定。

３　承認の可否を、環境学習都市推進課が提案者に通知。

４　プログラム終了後、提案者は実績報告書を環境学習都市推進課に提出。

＜実施期間＞

４月１日～３月３１日（年度単位）

複数年度にわたって実施するプログラムについては、年度ごとに提案書を提出して下さい。

＜広報＞

環境学習都市推進課は、承認したプログラムについて、市のホームページや環境レポート等市の環境関連の刊行物で紹介させていただきます。また、提案者は承認を受けたプログラムの実施において、「環境学習都市・にしのみやパートナーシッププログラム」であることを明示して下さい。

＜ロゴマーク等の使用＞

承認されたプログラムにおいて、環境学習都市ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下、「ロゴマーク等」という。）を使用し、広報媒体等において、環境学習都市推進事業を応援する旨の表示を行うことができます。ただし、ロゴマーク等の使用期間は、その使用を認められた年度内とします。

＜ロゴマーク等の使用用途＞

ロゴマーク等は、特定の商品やサービスとの関連を想起させる、以下の用途への使用は認めておりません。ご注意ください。

１　商品本体、及びそのパッケージや取扱説明書

２　商品やサービスを主に紹介するチラシやカタログ、これに順ずる印刷物、映像

＜ロゴマーク使用許可の取消＞

「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」提案書の記載内容に虚偽があった場合、またはロゴマーク等が不正に使用された場合等にあっては、市は使用許可の取消その他の必要な措置をとらせていただきます。

＜市の環境学習事業等との連携＞

ＥＷＣ事業等、市の環境学習事業との連携により、環境学習に関心のある市民の方へ効果的な広報等が実施できます。詳しくは、環境学習都市推進課までお問い合わせください。

１　エコカード・エコスタンプシステムとの連携

エコカードは、市内の全小学生を対象に配布され、子どもたちが学校、地域、お店などで環境にやさしい活動を行うと、エコカードにエコスタンプを押してもらえるしくみです。

また、中学生以上の大人を対象とした「市民活動カード」もあります。認定されたプログラムをエコスタンプ押印対象事業と位置づけていただくよう、ご協力をお願いします。

エコスタンプ押印対象事業の認定プログラムは、チラシなどでの広報の際、「エコカード、市民活動カードをお持ちいただいた方にはエコスタンプを押印します」という文言を記述していただきますようお願いします。

２　ＥＷＣニュース、エココミュニティ情報掲示板への掲載

ＥＷＣニュースは、市内小学生とその保護者を対象とした環境学習をテーマとしたニュースです。年５回程度発行しており、エコスタンプ押印対象事業の認定プログラムはＥＷＣニュースのイベント情報欄に掲載することができます。エココミュニティ情報掲示板は、市内の環境情報を掲載しているホームページで、認定プログラムを「パートナーシッププログラム」のページに掲載する他、イベント情報欄に掲載することができます。

（エココミュニティ情報掲示板：http://info.leaf.or.jp/**）**

＜経費負担等について＞

協力及び協賛に要する経費並びに事業の実施に要する経費は、全て提案者の負担とします。事業の実施にあたり、経費に関する全ての問題、開催中の事故、又は不測の事態についてはその責は提案者が全て負い、市は一切の責任を負いません。

＜個人情報の取扱について＞

提案者がプログラムを実施する際、個人情報を取得、利用する場合は、下記を遵守してください。

１　法令を順守し故意・過失により個人情報が漏洩することがないように十分な管理を徹底するとともに、利用目的を明示して取得し、その利用目的を超えて使用しないこと。

２　不正なアクセスや改ざん・破壊などを防止するために取扱者を特定するなど、管理を徹底すること。万一漏洩などの事故が発生した場合、その責は提案者が全て負い、市は一切の責を負わない。